

## 申請に対する処分

処分名	都市公園の占用許可及び占用事項の変更許可
根拠法令	都市公園法第6条第1項及び第3項及び奄美市都市公園条例第8条
所管課	都市整備課

### 1 審査基準

(1) 何人も申請を行うことができる。ただし、変更許可申請については占用許可を受けた人又は団体とする。

#### (2) 申請の方法

占用許可の場合は公園占用許可申請書, 変更の場合は変更許可申請書(奄美市都市公園条例施行規則第4条に規定)を提出する。

#### (3) 許認可等の要件

ア 許可申請に係る工作物その他の物件又は施設が次に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、それぞれの技術的基準に適合する場合に限り、占用許可又は変更の許可を与えることができる。

(ア) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

(イ) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

(ウ) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

(エ) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

(オ) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物

(カ) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設

けられる仮設工作物

- (キ) 標識，防火用貯水槽で地下に設けられるもの，国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設及び変電所で地下に設けられるもの，橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの，索道及び鋼索鉄道，警察署の派出所及びこれに附属する物件，天体，気象又は土地観設，工事中用板囲い，足場，詰所その他の工事中施設，土石，竹木，瓦その他の工事中材料の置場

イ 占用物件の概観，構造等については下記に留意すること。

- (ア) 占用物件の外観及び配置は，できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないもの
- (イ) 地上に設ける占用物件の構造は，倒壊，落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないもの
- (ウ) 地下に設ける占用物件の構造は，堅固で耐久力を有するとともに，公園施設の保全，他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

ウ 占用に関する制限については，次に掲げるところによらなければならない。

- (ア) 電線は，やむを得ない場合を除き，地下に設けること。
- (イ) 水道管，ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合には，その頂部と地面との距離は，原則として1.5 m以下としないこと。ただし，幅員5 m以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場所の地下に下水道管の本線を埋設する場合には，原則として3 m以下としないこと。
- (ウ) 防火用貯水槽で地下に設けられるものについては，その頂部と地面

との距離は、原則として1 m以下としないこと。

- (エ) 河川管理施設及び変電所については、その頂部と地面との距離は、原則として3 m以下としないこと。
- (オ) 園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として4.5 m以下としないこと。
- (カ) 警察署の派出所の建築面積は30 m<sup>2</sup>以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は10 m<sup>2</sup>以内であること。
- (キ) 変圧塔を設ける場合においては、当該都市公園は、5 ha以上の敷地面積を有するものであること。
- (ク) 都市再開発事業による一時収容施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので0.5 ha以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の30%を超えないこと。

エ 占用に関する工事については、次に掲げるところによらなければならない。

- (ア) 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
- (イ) 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- (ウ) 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

## 2 標準処理時間

7 日